

除雪経費に対する予算措置について

除雪対策事業費として、令和7年2月4日付けで、次のとおり一般会計補正予算（第8号）の専決処分を行った。

[補正予算の概要]

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 定 額	補 正 額	計
19 繰 入 金		千円 5,713,631	千円 200,000	千円 5,913,631
	1 基 金 繰 入 金	5,628,367	200,000	5,828,367
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		85,128,804	0	85,128,804
歳 入 合 計		90,842,435	200,000	91,042,435

歳 出

款	項	既 定 額	補 正 額	計
8 土 木 費		千円 10,011,091	千円 200,000	千円 10,211,091
	2 道 路 橋 り ょ う 費	3,009,182	200,000	3,209,182
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		80,831,344	0	80,831,344
歳 出 合 計		90,842,435	200,000	91,042,435

・ 予算に関する専決処分

地方自治法第179条第1項において、法定の事由があるときには、首長（市長）が議会において議決すべき事件を処分（「専決処分」といいます。）することが定められています。今回は、事件の性格上速やかに処置する必要があり、同項の「（首長において）議会を招集する時間的余裕がないと認めるとき」に該当するため、専決処分を行ったものです。

なお、専決処分については、その処置について議会に報告し、承認を求めなければなりません（同条第3項）。